

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
諫早市	中央・本野(中央・北諫早、本野)	令和4年1月11日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	688.00 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	366.46 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	252.47 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	82.90 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	111.66 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	25.17 ha
(備考) 市内中心部を流れる本明川流域に広がる水田地帯では、諫早大水害後に圃場整備がなされ、水稻を中心とした経営が行われている。中央北地区の畑地帯については露地野菜を中心として作付がなされている。 なお、中心経営体が担っている耕作地は9.5%に止まっている。	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・地区内耕地面積の36.7%を70才以上の農業者が耕作を行っており、高齢化が進んでいることが伺われる。 ・中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、約170ha多く、今後、荒廃農地などが増加していくものと思われる。 ・また、農地の集積・集約化において耕作者の人数が減少すると、農道・水路・溜池等の維持管理をする農家の数が減少し、各自の作業負担が増加することによって、小規模な農地の荒廃が進む傾向にある。 ・中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金により、農地の保全や水路・農道の補修等を行っているが、役員等も高齢化し、役員のなり手がいないことなどにより、その対応が十分にできないところが出てきている。 ・中山間地域では狭小な圃場が多く、日当たりが悪いなど耕作条件に恵まれていない。 ・地区の全域において、農地中間管理制度が十分に認識されていない。 ・イノシシなどの有害鳥獣被害が多発している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・中央地区(中央集落)の農地はほぼ全てが市街化区域内であるため、農業以外の土地利用(宅地化など)を検討していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・中央地区(北諫早集落)について、農地中間管理制度の周知を図るとともに、中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織の協力のもと、中心経営体である認定農業者等の担い手へ農地を集約していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・本野地区(集落)についても、農地中間管理制度の周知を図るとともに、中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織の協力のもと、中心経営体である認定農業者等の担い手へ農地を集約していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

属性	農業者 (氏名・名称)	現 状		今後の農地の引受けの意向 (5年後)			備考
		経営作目	経営 面積 (ha)	経営作目	経営 面積 (ha)	農業を営む 範囲	
計	36 人		65.60		90.77		

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「新就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> 農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、27筆、27,911㎡となっている。
<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理機構の活用方針 中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織を対象として、農地中間管理制度についての説明会を実施し、対象地区内の受け手(担い手)とのマッチングを行い、集積を進めて行く。
<ul style="list-style-type: none"> 地域内農地については、農作業の受委託や機械の共同利用等中型機械の導入を前提とした農地利用集積を図り、低コスト化を目指す。
<ul style="list-style-type: none"> 集落営農組織の育成を図りながら、農地の集積を進めて行く。
<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣被害防止対策の取組 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
27	計	27,911		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。